



大分県公安委員会告示第16号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第30条第1項及び第3項の規定による不利益処分について、同法第41条第1項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和8年2月18日

大分県公安委員会委員長 久 家 里



1 聴聞を行う日時

令和8年3月5日（木曜日） 午前10時30分から

2 聴聞を行う場所

大分市大手町三丁目1番1号

大分県庁舎新館8階 聴聞室

3 事案番号

聴聞第2号